

(仮称) グループホームソラスト上北台新築工事

一般競争入札募集要項

令和 7 年 10 月 7 日

本荘グループ株式会社

1. 公 告 日： 令和 7 年 10 月 7 日（火）
2. 発 注 者： 本荘グループ株式会社
3. 工事概要
 - (1) 工 事 名 （仮称）グループホームソラスト上北台新築工事
 - (2) 工事場所 東京都東大和市立野二丁目 4-4
 - (3) 敷地面積 793.85 m²
 - (4) 構 造 鉄骨造
 - (5) 階 数 3 階建
 - (6) 建築面積 307.21 m²
 - (7) 延床面積 755.57 m²
4. 工事範囲
建築工事一式、各種設備工事一式、外構工事一式
5. 工 期（予定）
 - (1) 工事着工 令和 8 年 1 月 7 日
 - (2) 竣工引渡 令和 8 年 9 月 30 日
6. 事業種別：グループホーム（認知症高齢者グループホーム）・テナント
7. 入札参加資格
 - (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定による建設 事業に係る特定建設業の許可を有する者でかつ、入札参加業者の公告日から入札を実施する日までの期間において、建設業法による営業停止の行政処分等を受けていない者
 - (2) 建設業法第 27 条 23 の規定による経営事項審査をうけていること。かつ、申請時直近の建築一式工事に係る総合評点（P）が 1,100 点以上ある者。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者。
 - (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者。
 - (5) 東大和市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年訓令第 29 号）に基づく入札参加排除措置を受けていない者。

- (6) 相互に資本関係または人的関係のある者が同一の入札案件に参加していないこと。
- (7) 平成 22 年 4 月以降において同種工事（社会福祉施設）の工事規模鉄筋コンクリート造又は鉄骨造・2 階建以上延べ 700 m²以上の施工実績（工事が完了し、その引き渡し完了したもの）がある者。

8. 図面説明

- (1) 日時 令和 7 年 11 月 4 日（火）
- (2) 方法 見積用設計図書（PDF）を担当者にメール。

9. 工事範囲

見積用設計図書に示す範囲とする。見積用設計図書に記載ないもののうち、工事を完成させるのに当然必要な工事については、請負者にて施工するものとする。この場合、工事費の増減は考慮しないものとする。

10. 質疑応答

- (1) 質疑書 令和 7 年 11 月 10 日(月)13：00 迄メール又は FAX にて随時受付。
宛先 本荘グループ株式会社
担当者 管理統括本部 岩崎 将宏
FAX 042-566-8266
メールアドレス honjogroup@honjosk.co.jp
- (2) 回答書 令和 7 年 11 月 13 日（木）17：00 迄にメール又は FAX にて随時回答。

11. 入 札

入札書の提出は郵送にて提出（レターパックプラス）とします。

- (1) 入札書提出期限は弊社への必着日が令和 7 年 11 月 27 日(木)です。
- (2) 宛 先 本荘グループ株式会社 代表取締役 本荘 修也
- (3) 郵 送 先 〒207-0021 東京都東大和市立野 2-2-16
- (4) 部 数 1 部
- (5) 提出方法 入札書を一括封筒に入れて上下封印・厳封の上、工事名称、入札者名を明記し、上記提出先までレターパックプラスにて郵送とします。
尚、見積用図書（PDF）の返却は不要。

12. 入札及び結果報告

- (1) 入札開封及び結果報告は令和 7 年 12 月 3 日(水)とします。
- (2) 東大和市健福祉部介護保険課にて弊社関係者、株式会社セット設計事務所、および東大和市健福祉部介護保険課担当者の立ち合いのもと、上記厳封の封筒を確認後、開封し、最低価格者が予定額を下回った場合落札者として決定する。落札者がいなかった場合は、2 回目の入札を行います。入札は 2 回までとします。応札者に対して 2 回目の入札実施の連絡・1 回目の最低応札金額をメールにて通知いたします。2 回目の入札書提出期限は令和 7 年 12 月 9 日(火)、入札書開封及び結果報告は令和 7 年 12 月 12 日(金)に 1 回目と同様の方法にて行います。尚 2 回目の最低価格が予定額を超過した場合、最低価格者と協議します。
- (3) 結果報告は各入札参加者へ電話又はメールにて報告いたします。

13. 契 約

契約は民間（七会）連合協定工事請負契約約款（令和 5 年 1 月改正）に準ずる。

14. 工事代金支払い条件

着工時	20%	（着工月末締め、翌月末現金支払い）
中間時	30%	（中間月末締め、翌月末現金支払い）
引渡時	50%	（引渡月末締め、翌月末現金支払い）

15. 設計図書優先順位

設計図書の優先順位は下記による。

- (1) 入札要綱書（設計図書に対する質疑回答書、図渡し時の配布書類を含む）
- (2) 特記仕様書（図面に記載された特記事項）
- (3) 設計図書

16. 諸式典費用

地鎮祭。竣工式等の諸式典費用は請負者の負担とする。

17. 官公庁その他への手続き

- (1) 工事に係る官公庁諸届出書の作成及び手続きは請負者にて行う。その他施工に必要な手続き、仮設用電力・給排水の引き込み手続き、道路その他第三者管理の土地使用の手続きなどは一切請負者で行い、その費用は請負者が負担する。

- (2) 工事に伴う近隣等への対策、苦情処理等については一切請負者において処理解決しその費用は請負者が負担する。

18. その他

- (1) 工事に伴う安全・防塵・騒音・振動に留意して、既存建物並びに製品に対する品質に支障のないように万全の注意をすること。
- (2) 工事着工前に周辺を仮囲い・養生し、防塵・防音等の対策を行う。苦情が発生した場合、速やかに請負者の責任と負担にて対処し処理を行うこと。
- (3) 近隣に商業施設・住宅等が存在することから、作業時間及び工事車両の誘導については特に配慮すること。
- (4) 仮囲い内、工事範囲内への出入り管理は請負者の責任とし第三者の侵入による事故の発生が無い様現場管理を徹底すること。
- (5) 一日の作業終了後は、残材が飛散しない様整理整頓すること。汚染した場合請負者の責任と負担で速やかに清掃すること。
- (6) 発生した廃材については場外処分とするが、廃棄物の処理方法については法律に基づき、請負者の責任と負担で処理すること。
- (7) 近隣対策においては、工事騒音・埃・家屋損傷・交通渋滞・道路清掃他工事施工中に発生する恐れのある問題について十分な対策を講じ、万一問題が生じた場合には請負者の責任と負担で処理すること。
- (8) 地中障害物が発生した場合撤去費用は別途とする。
- (9) 工事用使用電力及び用水は請負者の負担とする。
- (10) 工事用駐車場等が必要な場合、発注者に申し出をし発注者が確保する。費用は請負者負担とする。
- (11) 保証期間については、特記仕様書による。
- (12) 本入札要項書に記載なきことにて問題が生じた場合、発注者・請負者が誠心誠意協議の上解決するものとする。